

○EDINETタクソノミの概要説明 新旧対照表

新	旧
<p>2-1 XBRL 対象範囲 (略)</p> <p>2-1-5 訂正報告時の提出ファイル (略)</p> <p>2-1-5-1 訂正報告書の添付インライン XBRL の作成要領</p> <p>訂正報告書自体は XBRL の対象外です。添付するインライン XBRL の表紙ファイルには、次の図表のように、提出書類名に続けて「(Y年M月D日付け訂正報告書の添付インライン XBRL)」と記載してください。</p> <p>次の図表は平成 24 年 7 月 20 日に訂正報告書を提出する場合の例です。</p> <p>なお、文言は提出書類名にあわせて適切に記載してください。例えば、有価証券届出書の訂正届出書に添付するインライン XBRL の表紙ファイルには、「有価証券届出書 (Y年M月D日付け訂正届出書の添付インライン XBRL)」と記載します。</p> <p>(略)</p> <p>2-4 要素選択及び表示とラベルとの関係 (略)</p> <p>なお、要素選択及び表示とラベルとの一致に関する判断は、日本語ラベルに基づき行われ、英語ラベルは参考情報の位置付けです。英語ラベルは、上書きできます (冗長ラベルのユニーク性の確保については、『報告項目及び勘定科目の取扱いに関するガイドライン』の「6-2 英語ラベル作成時の指針 (4) 英語冗長ラベルのユニーク性の確保」を参照してください。)</p> <p>(略)</p>	<p>2-1 XBRL 対象範囲 (略)</p> <p>2-1-5 訂正報告時の提出ファイル (略)</p> <p>(追加)</p> <p>訂正報告書自体は XBRL の対象外です。添付するインライン XBRL の表紙ファイルには、次の図表のように、提出書類名に続けて「(元号Y年M月D日付け訂正報告書の添付インライン XBRL)」と記載してください。</p> <p>次の図表は平成 24 年 7 月 20 日に訂正報告書を提出する場合の例です。</p> <p>なお、文言は提出書類名にあわせて適切に記載してください。例えば、有価証券届出書の訂正届出書に添付するインライン XBRL の表紙ファイルには、「有価証券届出書 (元号Y年M月D日付け訂正届出書の添付インライン XBRL)」と記載します。</p> <p>(略)</p> <p>2-4 要素選択及び表示とラベルとの関係 (略)</p> <p>なお、要素選択及び表示とラベルとの一致に関する判断は、日本語ラベルに基づき行われ、英語ラベルは参考情報の位置付けです。英語ラベルは、<u>冗長ラベルを除いて</u>上書きできます。</p> <p>(略)</p>

新	旧
<p>2-5 詳細タグ付けの範囲及び方針 (略)</p> <p>2-5-2 開示府令 (略)</p> <p>2-5-2-17 株式の保有状況(※)</p> <p>詳細タグ付けの具体的な対象項目については、EDINET タクソノミを参照してください。</p> <p><u>保有目的等が、「同上」、「〃」等と記載された場合、タグ付けされた値としては内容がわからないので、「同上」、「〃」等の記載は避けることを推奨します。</u></p> <p>表のセル中の記載内容がタグ付け対象の場合、当該記載内容が参照情報のみ（例えば、「①」、「(注) 1」等）であっても、当該記載内容をタグ付けしてください。</p> <p>保有目的が純投資目的以外の目的である特定投資株式の明細及び保有目的が純投資目的以外の目的であるみなし保有株式の明細について、前期及び当期を一表で記載する場合、前期、当期合わせて一つのみ記載される事項（銘柄等）をタグ付けする際は、一律当期末コンテキストを使用してください。</p> <p><u>提出会社が子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社である場合に、最大保有会社（提出会社及びその連結子会社の中で、最近事業年度における投資株式の貸借対照表計上額（以下「投資株式計上額」という。）が最も大きい会社）又は投資株式計上額が次に大きい会社（最大保有株式会社の投資株式計上額が提出会社の最近連結会計年度における連結投資有価証券に区分される株式の連結貸借対照表計上額の3分の2を超えない場合）に該当する場合でも、提出会社の保有状況は、提出会社用のタクソノミ要素（拡張リンクロール「235000a 株式の保有状況」～「235000f 株式の保有状況」）を用いてください。</u></p> <p>(略)</p> <p>2-5-2-19 監査報告書</p> <p>有価証券届出書（開示府令第二号の四様式及び第二号の七様式に限る。）又は有価証券報告書（開示府令第三号様式又は第四号様式に限る。）に添付する監査報告書について、次の事項を詳細タグ付けします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査法人（又は会計士事務所）の名称及び監査を担当した公認会計士の名称 ・ 監査上の主要な検討事項（以下「KAM」という。）（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第4条第10項に基づき KAM を記載しない場合を除く。） <p>(略) (削除)</p>	<p>2-5 詳細タグ付けの範囲及び方針 (略)</p> <p>2-5-2 開示府令 (略)</p> <p>2-5-2-17 株式の保有状況(※)</p> <p>詳細タグ付けの具体的な対象項目については、EDINET タクソノミを参照してください。</p> <p>(追加)</p> <p>表のセル中の記載内容がタグ付け対象の場合、当該記載内容が参照情報のみ（例えば、「①」、「(注) 1」等）であっても、当該記載内容をタグ付けしてください（ただし、数値項目の記載が省略されている場合を除く。）。</p> <p>保有目的が純投資目的以外の目的である特定投資株式の明細及び保有目的が純投資目的以外の目的であるみなし保有株式の明細について、前期及び当期を一表で記載する場合、前期、当期合わせて一つのみ記載される事項（銘柄等）をタグ付けする際は、一律当期末コンテキストを使用してください。</p> <p>(追加)</p> <p>(略)</p> <p>2-5-2-19 監査報告書</p> <p>有価証券届出書（開示府令第二号の四様式及び第二号の七様式に限る。）又は有価証券報告書（開示府令第三号様式又は第四号様式に限る。）に添付する監査報告書について、次の事項を詳細タグ付けします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査法人（又は会計士事務所）の名称及び監査を担当した公認会計士の名称 ・ 監査上の主要な検討事項（以下「KAM」という。）（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第4条第9項に基づき KAM を記載しない場合を除く。） <p>(略)</p> <p><u><KAM のタグ付けができない場合></u> <u>原則としては、上記のとおり KAM タグ付けを行うものとしませんが、2021 年版 EDINET タクソノミでのタグ付けにおいては、やむを得ない状況で KAM タグ付けを適切に行うことができない場合、KAM タグ付けを行わずに提出することも可とします。</u></p>

新	旧
<p>2-5-2-20 新設会社の有価証券届出書</p> <p><u>組織再編成により上場する新設会社のための有価証券届出書に参考情報として記載される組織再編成対象会社（例えば、新設会社の子会社となる予定の会社）の情報は、詳細タグ付け不要です。詳細タグ付け対象目次に記載される新設会社の情報は、予定に基づく記載であっても詳細タグ付けをしてください。</u></p> <p><u>例えば、第4【提出会社の状況】1【株式等の状況】（1）【株式の総数等】②【発行済株式】の記載内容が、組織再編成対象会社の情報に基づく新設会社の予定情報である場合も詳細タグ付けをしてください。【役員の状況】に記載される就任予定の役員の情報は、役員の状況に係るタクソノミ要素（拡張リンクロール「230000a～e 役員の状況」配下のタクソノミ要素及び「社外取締役（及び社外監査役） [テキストブロック]」要素）を用いて詳細タグ付けしてください。予定に基づく情報タグ付けする場合のコンテキスト ID は、予定日コンテキスト(FutureDateInstant)としてください。</u></p>	<p>(追加)</p>